平成２６年度有機農産物生産行程管理記録作成支援委託事業仕様書

１　目的

農林水産大臣が登録した登録認定機関から認定を受けた事業者は、有機 JAS 規格に適合した農産物等に有機 JAS マークを貼付することができる。事業者の認定は、登録認定機関が、生産者が作成した生産行程管理記録等を確認することにより行われる。また、認定取得後も事業者は登録認定機関から定期的な監査を受けることが必須となっている。

有機 JAS 認定に当たっては、生産行程管理記録等の作成が必須となるが、一方で、記録の作成が煩雑で生産者への負担が大きいとの意見がある。

本事業では、認定に必要な生産行程管理記録等について、電子機器等を利用して効率的かつ簡易に作成可能な標準的帳票の構築等を行い、生産者等の事務作業の負担軽減に資することを目的とする。

２　事業内容

本事業は、有機 JAS 認定に必要な生産行程管理記録、格付記録等の一連の記録を効率的かつ容易に作成可能な標準的帳票を構築するものとする。また、標準的帳票の構築等に当たっては、有機農業の生産方法、有機 JAS 制度及び電算処理について専門的知見を有する者の意見を聴いた上で検討するものとする。

（１）委員会の設置

標準的帳票の検討に必要な情報収集のための有機生産者への調査について、調査項目・調査対象者等を検討するとともに、当該調査結果を踏まえて標準的帳票の項目・様式等を検討するため、専門的知見を有する委員で構成する委員会を設置すること。

委員会は、有機農産物の生産者２名以上、有機 JAS 登録認定機関１名以上、検査員１名以上及び電算処理に関する知見を有する専門家１名以上の合計５名以上の委員により構成し、３回以上開催すること。

生産者委員の選定に当たっては、委員会での議論が特定の農産物に偏らないように留意すること。

（２）帳票の項目等を把握するための調査

調査対象者は、有機生産者の規模を勘案し、水稲、果菜類、葉菜類、根菜類、茶、果実、きのこを含む最低７品目以上の有機生産者を選定することとし、それぞれの品目ごとに２名以上を選定すること。

調査に当たっては、選定した有機生産者に対し、作成している生産行程管理記録等の帳票の種類、帳票の記載内容、作成方法、問題点等をヒアリング等により調査する。

（３）標準的帳票の構築

（２）の調査結果を踏まえ、Microsoft　Excel のマクロ機能又は VBA（ビジュアルベーシック・フォー・アプリケーションズ）機能を活用して標準的帳票を構築する。

標準的帳票は、有機ＪＡＳ認定事業者が作成を求められている生産行程管理記録等の内容が盛り込まれるよう､以下の①～⑧の記録項目等を含み、自動入力や選択入力等の簡易入力機能や集計機能を付与するなど、生産者の負担軽減に資するものであり、生産者が入力項目の追加や削除などの編集を行うことが可能なものであること。また、複数(別葉)の帳票にまたがって同じデータを入力する必要がある項目（作業日、作業内容、使用した資材、機械・器具など）については、入力したデータが帳票間で関連付けられるものであること。

①生産行程に関する管理の記録（品目ごとに作成すること）
②格付に関する管理の記録
③出荷に関する管理の記録
④ほ場の一覧
⑤種苗の一覧
⑥資材（肥料、土壌改良資材、農薬など）の一覧
⑦機械・器具の一覧
⑧施設の一覧

併せて、有機生産者が、構築した標準的帳票を適切かつ円滑に使用することができるようにするため、取扱説明書を作成する。

（４）標準的帳票の試作品の試行、改善

帳票の試作品を（２）で調査した生産者及び登録認定機関２機関以上に試行させ、改善を図ることとする。

（５）標準的帳票の配布

標準的帳票及び取扱説明書は、登録認定機関に対して、電磁的記録媒体を各１部配布する。

３　事業期間

委託契約締結の日から平成２７年３月２０日までとする。

4　成果物

受託者は次の成果物を作成し、事業期間満了日までに農林水産省消費・安全局表示・規格課有機食品制度班に提出すること。

（１）委託事業報告書

４部（うち２部は電磁的記録媒体とする）

（２）生産行程管理記録等帳票及び取扱説明書

４部（うち２部は電磁的記録媒体とする）

5　その他

（１）受託者は、定期的に業務の進捗状況の報告を行うほか、発注者の求めに応じて報告を行うものとする。

（２）発注者は、事業の目的を達成するために、業務状況・進捗状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

（３）受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

（４）事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は、業務の内容を変更する必要が生じたときは、発注者と受託者が協議を行うものとする。

（５）本事業における人件費の算定に当たっては、「委託事業における人件費の算定時の適正化について」（平成２２年９月２７日付け２２経第９６１号大臣官房経理課長通知）によるものとする。